## 児童相談所移管に係る課題への検討状況(平成29年度 1月末時点)【概要版】

特別区子ども家庭支援センター・児童相談所準備担当合同部会

## 中間報告までに検討された内容

#### ◇一時保護に関すること

・区間の相互利用の実施及び基本的なルール

#### ◇社会的養護に関すること

- 児童養護施設等の不足や偏在の課題認識
- ・既存入所施設の都区間の入所枠の考え方
- ・ 都児童自立支援施設の活用

### ◇区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

・共通システムは導入せず、各区対応

# 現時点での対応策の検討結果

#### 【共通課題】

### 1 一時保護に関すること

- ・一時保護所の相互利用は、協定書(案)及び実施要領(案)に基づき運用 することとし、開設後の実情に応じて適宜見直しを行う。
- ・一時保護所の相互利用における入所調整は、依頼する区に直接連絡して入 所の調整を行う。各区の一時保護所の空き情報については、自区の空き情 報を、他の一時保護所設置区にメールすることで情報の共有を行う。
- ・相互利用における費用負担は、国が定める一時保護児童に適用される支弁 対象経費を基本に依頼元が負担する。なお、主に人件費に充てられる事務 費については、相互利用の受け入れにより職員体制に影響が及ぶものでは ないことから、対象としない。

## 2 社会的養護に関すること

### (1)里親に関すること

・里親委託は、区内の里親への委託を原則とするが、区内の里親に委託でき ない場合は、特別区間で里親の相互委託を実施する。特別区間の里親に関 する情報は、「連絡会(仮称)」を設置し、情報共有を図る。

#### <左下段から続く>

- 里親が他区へ転居した場合の子どもの処遇については、子どもの最善の利 益を基本に、処遇の連続性などを考慮し、個別ケースごとに判断する。
- 里親の認定基準は、都の基準を参考に特別区間の基本となる認定基準を策 定する。
- ・里親手当は、特別区間では統一の手当とし、都の支給ベースを下回らない ようにする。

#### (2) 措置が必要な児童の入所先の確保に関すること

・既存の入所施設における入所枠の設定は、以下のとおりとする。

児 童 養 護 施 設・・・①各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

②特別区分の入所枠については、各区に入所人数の上限を設定し、上 限内であれば、いずれの施設においても入所措置できることとする。

院・・・①各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

②特別区分の入所枠については、施設に区ごとの入所枠を設定し、そ の範囲で入所措置できることとする。

**自立援助ホーム・・・**所在区が入所枠を持つこととする。

**児童自立支援施設・・・**当面は都の施設の活用を前提としているため、施設設置主体である 都の考え方を確認する。

## 3 区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

- ・個人情報の取扱いは、「児童相談所運営指針」等に基づき対応する。
- ・複数区が関わるケースは、都の児童相談所における実施方法に準じて対応 する。なお、支援が途切れることのないよう、特別区間においては連携・ 協力し、児相間だけでなく、子ども家庭支援センターとも情報共有を行う。
- ・児童票等の様式について、都道府県児童相談所間では共通の様式となって いないこと、また、当面は共通システムを導入しないことから、共通様式 は導入せず、各区で様式を作成する。

#### <右上段へ続く>

### 【都協議課題】

#### 1 社会的養護に関すること

#### (1) 措置が必要な児童の入所先の確保に関すること

・既存の入所施設における入所枠の設定は、以下の考え方を基本に、都区間で協議を行う。

児 童 養 護 施 設・・・各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

乳 児 院・・・各施設の定員に特別区分と東京都分の入所枠を設ける。

自立援助ホーム・・・・所在区が入所枠を持つこととする。

**児童自立支援施設・・・**当面は都の施設の活用を前提としているため、施設設置主体である 都の考え方を確認する。

・特別区の入所枠の上限を超えて措置が必要な場合は、都の入所枠を譲り受けて措置を行う。

#### 2 都との連携体制の確保に関すること

#### (1) 立ち上げ支援等について

- ・各区で実施することが困難な治療指導事業、臨床検査、困難ケースなどへの相談対応に対する助言については、都児童相談センターを活用できるよう要望する。
- ・一時保護所の入所や施設措置などの広域調整に関することは、モデル的確認実施区との確認作業の中で、情報提供を求める。

# 平成30年度に検討する課題

### 【共通課題】

#### ◇社会的養護に関すること

- ・ 里親支援について
- ・施設措置費の支払事務の集約化について

#### ◇区間の連携、協力、調整や情報共有に関すること

- ・会議体(所長会、実務担当者会等)を設置して検討を行う事項について
- ・弁護士の確保策について

#### ◇関係機関との連携、協力、調整に関すること

・医療機関及び家庭裁判所との連携、協力、調整について

### 【都協議課題】

#### ◇社会的養護に関すること

- ・都区間の里親委託のルール作りについて
- ・入所施設の入所枠の設定及び入所調整について

### ◇都との連携体制の確保に関すること

- ・都区間の情報共有について(個人情報、入所施設等の空き状況 など)
- ・立ち上げ支援等について (ケースの引継ぎ、各種データ、マニュアル の提供 など)
- ・設置後の連携について(入所施設等の広域調整、一時保護所の相互利用など)

## ◇里親に関する事務

・都からの事務引き継ぎについて